

4. 受入機関の審査・評価制度

- 受入企業や一次受入機関の外部評価・審査を行うための公的な「審査・評価機関」を設置。評価結果を高度実習の受入企業の評価等に活用。

審査・外部評価機関の組織

①組織

- ・入管局、労基署、地方経産局、地方農政局、地方整備局等、関係省庁及び有識者による委員会を組織、運営や事務はJITCO等に委託、などが考えられる。

②役割

- ・審査・評価機関は、①高度技能実習等を希望する受入企業の審査、②一次受入機関の優良認定の書面審査、必要に応じ現地審査等を実施することが考えられる。

制度内容

(審査・評価の内容)

- ・技能教育や生活支援、日本語教育などの受入機関の活動内容を評価・審査。技能実習生の技能実習修了時の技能検定3級の合格率や悪質な労基法違反を行っていないことなども考慮。

(審査・評価結果の活用)

- ・評価結果が一定以上の優良な受入企業については、高度技能実習の受け皿として認める、など。
- ・優良な一次受入機関は優良認定を行い、優良の表示を認める。(不正な一次受入機関との差別化を図る)など。